## 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種 の実施に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に 関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシ一等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

呉市長

## 公表日

令和7年6月9日

[令和6年10月 様式3]

## 項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	J添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
(	別法2) 変更毎所

## I 基本情報

<u> </u>					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務				
②事務の内容	別紙3を参照				
③対象人数	<ul><li>〈選択肢〉</li><li>[ 10万人以上30万人未満 ] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満</li></ul>				
2. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務において使用するシステム				
システム1					
①システムの名称	健康管理システム				
②システムの機能	1. 入力機能 予防接種の実施状況の入力や管理 2. データ照会機能 受診・実施内容の確認 3. データ抽出機能 集計,統計資料作成等データ抽出				
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ 〇 ] 庁内連携システム				
②性のシステノ トの技体	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ 〇] 既存住民基本台帳システム				
③他のシステムとの接続	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム				
	[〇]その他 (団体内統合利用者番号連携サーバ)				
システム2~5					
システム2					
①システムの名称	中間サーバ—				
②システムの機能	別紙4を参照				
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム				
②州のシフェノトの技体	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム				
③他のシステムとの接続	[〇]宛名システム等 [ ]税務システム				
	「				

システム3					
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバ				
②システムの機能	別紙5を参照				
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]宛名システム等 [ ○]その他 (中間サーバー	[ ] 庁内連携システム [ O ] 既存住民基本台帳システム [ O ] 税務システム	)		
システム6~10					
システム11~15					
システム16~20					
3. 特定個人情報ファイル	名				
新型インフルエンザ等予防接	種ファイル				
4. 個人番号の利用 ※					
法令上の根拠	番号法第9条,別表126の項				
5. 情報提供ネットワークシ	ンステムによる情報連携 ※				
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定			
②法令上の根拠 別紙6を参照					
6. 評価実施機関における	5担当部署				
①部署	福祉保健部地域保健課				
②所属長の役職名	地域保健課長				
7. 他の評価実施機関					

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

新型インフルエンザ等予防接種ファイル			
2. 基本	情報		
①ファイル	<b>レの種類 <u>※</u></b>	く選択肢> [ システム用ファイル ] 1)システム用ファイル [ システム用ファイル ] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数		<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
③対象と	なる本人の範囲 ※	予防接種対象者及び予防接種済みの者	
	その必要性	予防接種状況を把握するため、接種履歴を管理する必要がある。	
④記録さ	れる項目	〈選択肢〉 [ 10項目以上50項目未満	
	主な記録項目 ※	<ul> <li>・識別情報         <ul> <li>「個人番号</li> <li>「個人番号対応符号</li> <li>「〇]その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報         <ul> <li>「〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所)</li> <li>「〇]連絡先(電話番号等)</li> <li>「〇]その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報</li> <li>「国税関係情報</li> <li>「」地方税関係情報</li> <li>「」健康・医療関係情報</li> <li>「」健康・医療関係情報</li> <li>「」管害者福祉関係情報</li> <li>「」生活保護・社会福祉関係情報</li> <li>「」介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>「」学校・教育関係情報</li> <li>「」学校・教育関係情報</li> <li>「」学校・教育関係情報</li> <li>「」学校・教育関係情報</li> <li>「」ぞの他(</li> </ul> </li> </ul>	
	その妥当性	識別情報:対象者を正確に特定するため必要 連絡先情報:連絡先,住所等,接種の通知書の送付先把握のため必要	
	全ての記録項目	別添1を参照。	
5保有開	始日	令和3年4月1日	
⑥事務担当部署		福祉保健部地域保健課	

3. 特定	個人情	報の入手・	使用	
			[ 〇 ] 本人又は本人の代理人	
01T- W			[〇]評価実施機関内の他部署 (市民窓口課)	
			[ ] 行政機関·独立行政法人等 ( )	
1 ①入手元	<b>*</b>		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 ()	
			[ ]民間事業者 ( )	
			[ ]その他( )	
			[ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ	,
②入手方	-:±		[ ]電子メール [ ]専用線 [ 〇]庁内連携システム	
(2)八十万	一五		[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム	
			[ ]その他( )	
③使用目	的 ※		新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種事業に基づく接種対象者の把握, 管理のた 使用する。	め
		使用部署	福祉保健部地域保健課	
④使用の	主体	使用者数	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>10人未満</li><li>10人未満</li><li>3)50人以上100人未満</li><li>4)100人以上500人未満</li><li>5)500人以上1,000人未満</li><li>6)1,000人以上</li></ul>	
⑤使用方法			新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種事業の実施事務。	
	情報の	)突合	本人を検索し、住民情報、接種履歴を確認する。	
⑥使用開	始日		令和3年4月1日	
4. 特定個人情報ファイル		報ファイル		
委託の有無 ※			(選択肢)         (要託する ]       (選択肢)         (要託する 2) 委託しない	
			( 1)件	
委託事項1			健康管理システムの開発・運用・保守	
①委託内容			健康管理システムの開発・運用・保守	
②委託先における取扱者数		る取扱者数	<ul> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>	
③委託先名			株式会社 エムセック	

H	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託	事項2~5	
委託	事項6~10	
委託	事項11~15	
委託	事項16~20	
5. 犋	<b>詩定個人情報の提供・</b>	移転(委託に伴うものを除く。)
+□ /⊥	14 = 0 + m	[ ]提供を行っている ( )件 [ ]移転を行っている ( )件
提供	移転の有無	[ 〇 ] 行っていない
提供	先1	
①法*	令上の根拠	
②提6	共先における用途	
3提係	共する情報	
④提信 る本人	共する情報の対象とな の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	共する情報の対象とな の範囲	
⑥提(	<b>共方法</b>	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ]フラッシュメモリ       [ ]紙         [ ]その他 ( )
⑦時期	期∙頻度	
提供	先2~5	
提供	先6~10	
提供	先11~15	
提供	先16~20	
移転	先1	
①法*	<b>令上の根拠</b>	
②移輔	転先における用途	
③移轉	伝する情報	
④移 る本人	伝する情報の対象とな の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [ 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	伝する情報の対象とな 、の範囲	

	[ ]庁内連携システム	[	] 専用線		
⑥移転方法	[ ]電子メール	[	] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
◎/梦晔/7 法	[ ] フラッシュメモリ	[	] 紙		
	[ ]その他 (		)		
⑦時期·頻度					
移転先2~5					
移転先6~10	移転先6~10				
移転先11~15					
移転先16~20					
6. 特定個人情報の保管・	6. 特定個人情報の保管・消去				
保管場所 ※	生体認証等の入退室管理された庁内サーバ室の鍵付き専用ラックに設置しているサーバ内に保管し、サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要				
7. 備考					

I

	<b>寺定個人情報ファイル記録</b>	項目		
(住基) ・宛名番号 ・カナテ氏名 ・漢字年月 ・性別 ・住所				
(業接接接を医接接製製検の務種種種療師種種造造定外有種職機名液量者日日番月類別関 名 名 号日 日				

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

新型インフルエンザ等予防接種ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

・予防接種歴の入手については複数項目の本人情報の確認を行う。 ・予防接種歴の記載箇所を明確化し、不要な情報は記載されない様式とする。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1

- ・健康管理システムの端末は、権限を与えられた者のみがパスワードで操作できる。
- ・健康管理システムの端末の画面は、来庁者の目に触れないよう設置する。

Γ

#### 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

 リスクに対する措置の内容
 <td・健康管理システムには、健康管理に関係のない情報は保有しない。</td>

 リスクへの対策は十分か
 (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

<選択肢> ユーザ認証の管理 行っている ] 2) 行っていない 1) 行っている ・ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。 具体的な管理方法 認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制御している。 ・パスワードについては、定期的に変更している。 その他の措置の内容 <選択肢> 1 十分である 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

特定個人情報の保護に関する職員研修を実施している。

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない					
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク					
委託契約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 規定		[ 定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	規定の内容	別紙7を参照				
再委託先による特定個人情 報ファイルの適切な取扱いの 担保		[ 再委託していない	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない		
	具体的な方法					
その他	也の措置の内容					
リスクへの対策は十分か		[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定個	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

5. 特	定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供ネットワー	ークシステ	ムを通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない
リスク	リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク				
	固人情報の提供・移転 「るルール	[	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法				
その作	也の措置の内容				
リスク	への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその対する措置		-の他のリスク及びそのリスクに			

6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続	[  ]接続しない(入手)	[ ]接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	別紙8を参照				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である	<選択肢>  1) 特に力を入れている  3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク2: 不正な提供が行われ	れるリスク				
リスクに対する措置の内容	別紙9を参照				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である	<選択肢>  1) 特に力を入れている  3) 課題が残されている	2) 十分である		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

#### <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ,情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており,不正な名寄せが行われるリスクに 対応している。
- <中間サーバープラットフォームにおける措置>
- ①中間サーバーと既存システム,情報提供ネットワークシステムとの間は,高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより,安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去									
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク									
①事故発生時手順の策定・ 周知		<選択肢> [ 十分に行っている ] 1)特に力を入れて行っている 2) 3)十分に行っていない	) 十分に行っている						
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか			)発生なし						
	その内容								
	再発防止策の内容								
その他の措置の内容		〈呉市における措置〉 ・生体認証等の入退室管理を行っている庁内サーバ室の鍵付き専用ラック保管し、サーバーへのアクセスは、ID/パスワードによる認証を必要として・データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは施錠できる保管庫	<b>こいる</b> 。						
リスク	への対策は十分か	<選択肢> [ 十分である ] 1)特に力を入れている 2) 3)課題が残されている	) 十分である						
特定值	固人情報の保管・消去に	こおけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
8. 監	·····································								
実施の	の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部	<b>祁監査</b>						
9. 彼	É業者に対する教育・								
従業者に対する教育・啓発		<選択肢> [ 十分に行っている ] 1)特に力を入れて行っている 2) 3)十分に行っていない	)十分に行っている						
	具体的な方法	〈呉市における措置〉 ・職員に対しては、配属時及び年1回、個人情報保護、特定個人情報の取扱い、法令等に違反した場合の罰則、情報セキュリティ等に関する研修を実施する。 ・委託業者に対しては、覚書に個人情報(特定個人情報を含む。)保護に関する条文を規定するとともに、業務に従事する従業員に対して、着任時に守秘義務に関する誓約書を取り交わすことを義務付ける。また、委託業者内においてセキュリティ教育を実施することを義務付ける。							
10.	その他のリスク対策								

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
①請求先	呉市福祉保健部地域保健課 〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号 電話番号0823-25-3525					
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。					
③法令による特別の手続						
④個人情報ファイル簿への 不記載等						
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
①連絡先	呉市福祉保健部地域保健課 〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号 電話番号0823-25-3525					
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。					

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価						
①実施日	令和3年3月10日					
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)					
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】						
①方法						
②実施日·期間						
③主な意見の内容						
3. 第三者点検【任意】						
①実施日						
②方法						
③結果						

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明				
令和3年9月1日	5. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令	番号法第19条第7号及び別表第二の115の2の  項	番号法第19条第8号及び別表第二の115の2の 項 番号法第9条 別表126の項	事後					
令和6年6月28日	I -4	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平  番号法第19条第8号及び別表第二の115の2の	番号法第9条, 別表126の項	事後					
令和6年6月28日	I-5-2	番号法第19条第8号及び別表第二の115の2の項	【情報照会】 番号法第19条第8号	事後					

#### 別紙3

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号,以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。

新型インフルエンザ等が発生した場合に、新型インフルエンザの予防接種の実施、記録、健康被害の救済及び実費の徴収の事務。

番号法の別表第二に基づき、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。

#### 別紙4

#### 1. 符号管理機能

符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有期間内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。

#### 2. 情報照会機能

情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。

#### 3. 情報提供機能

情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。

#### 4. 既存システム接続機能

中間サーバーと既存システム, 宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容, 情報提供内容, 特定個人情報(連携対象), 符号取得のための情報等について連携する。

#### 5. 情報提供等記録管理機能

特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。

#### 6. 情報提供データベース管理機能

特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。

#### 7. データ送受信機能

中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。

#### 8. セキュリティ管理機能

暗号化及び復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する。

#### 9. 職員認証・権限管理機能

中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。

#### 10. システム管理機能

バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。

#### 別紙5

#### ・宛名番号機能

団体内統合宛名番号が未登録の個人について,新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。既存業務システムからの団体内統合宛名番号要求に対し,団体内統合宛名番号を付番し,既存システム及び中間サーバーに対し返却する。

· 宛名情報等管理機能

団体内統合宛名システムにおいて、宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し管理する機能

・中間サーバー連携機能

中間サーバー又は中間サーバ端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する機能

・既存システム連携機能

既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する機能

#### 別紙6

#### 【情報照会】

番号法第19条第8号

番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表153、154の項

#### 【情報提供】

番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表153の項等

#### 別紙.7

- ・呉市個人情報保護条例及び呉市情報セキュリティポリシーを遵守する。
- ・情報資産の収受に当たり、適正に管理する。
- ・情報資産の搬送に当たり、不正利用を防止するための措置を講じる。
- ・情報資産の搬送に当たり、本市の許可なく第三者に委託してはならない。
- ・情報資産の搬送に当たり、本市の許可なく他の場所に立ち寄ってはならない。
- ・情報資産を損傷し、又は滅失することのないよう安全な管理を行う。
- ・情報資産(複写及び複製したものを含む)を業務完了後又は契約解除時に、速やかに返還する。
- ・情報資産を使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、他に漏れることのないよう確実に廃棄する。
- ・情報資産を本市が指定した目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- ・情報資産を本市の許可なく複写又は、複製してはならない。
- ・知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。当該契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- ・当該契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知った時は、速やかに報告する。
- ・本市は、情報資産の状況について、検査を行うことができる。

#### 別紙8

<番号連携サーバのソフトウェアにおける措置>

①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。

<番号連携サーバの運用における措置>

①番号連携サーバの職員認証・権限管理において,人事異動や権限変更等が生じた場合は,人事情報を適宜反映することで,その正確性を担保している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発

行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。

②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。

<中間サーバーの運用における措置>

①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

#### 別紙9

- <番号連携サーバのソフトウェアにおける措置>
- ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。
- <番号連携サーバの運用における措置>
- ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

(中間サーバー・ソフトウェアにおける措置)

- ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムが入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。
- ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。
- ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。
- ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能